

横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成金交付要綱

制 定 平成 22 年 3 月 31 日 健障福第 2817 号（局長決裁）
最近改定 令和 3 年 4 月 1 日 健障自第 3456 号（局長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業（以下「本事業」という。）の実施及び本事業に係る助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本事業は福祉人材確保策として、当該年度の予算範囲内においてガイドヘルパー等養成研修の受講料を助成することにより、横浜市内の移動支援事業所等における従事者数の増加を図り、もって障害福祉の向上を図ることを目的とする。
- 3 本助成金は横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）第 2 条第 1 号による市長が指定する補助金等に該当するものとする。

（助成の対象となる受講料等）

- 第 2 条 助成の対象は、次に掲げる研修の受講料として第 3 条に規定する助成対象者が直接研修実施事業者を支払った額とする。
- (1) 神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱の規定による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が行う神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定基準に規定するガイドヘルパー養成研修（視覚障害者ガイドヘルパー養成研修課程を除く。）
- (2) 同行援護従業者養成研修一般課程（「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）」第 1 条第 6 号に規定する同行援護従業者養成研修のうち、別表第 6 に定める内容以上のものをいう。）
- (3) 行動援護従業者養成研修（「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）」第 1 条第 7 号に規定する行動援護従業者養成研修のうち、別表第 8 に定める内容以上のものをいう。）
- 2 前項の受講料は必須のテキスト代及び実習費、消費税を含むものとする。

（助成対象者）

- 第 3 条 受講料の助成を受けられる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件全てに該当する者とする。
- (1) 助成申請時に横浜市民であること。
- (2) 就業日又は研修修了日のいずれか遅い日を起算日とし、同一もしくは複数の事業所において就業時期の切れ目なく通算 3 か月以上移動支援事業従業者、同行援護従業者又は行動援護従業者として就業した実績があり、修了した研修で対応可能なサービスの提供実績が 1 回以上ある者。ただし、いずれの場合も人材派遣形態を除くものとする。
- なお、就業事業所については下記のいずれかに該当するものとする。
- ア 横浜市内に所在する横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則（平成 18 年 9 月横浜市規則第 129 号）に基づく移動支援の事業を行うために地域生活支援事業者の登録をしている事業所（以下「登録事業所」という。）。
- イ 横浜市内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定同行援護事業所

ウ 横浜市内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定行動援護事業所

- (3) 前号の就業を申請時において継続している者
- (4) 他の助成機関等から本研修に関わる助成（本事業の助成を含む）を受けていない者
- (5) 申請書の提出日が属する年度から起算して過去 2 年以内に、本事業による助成を受けたことのない者
- (6) 暴力団員でないこと。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 2 条第 6 号）に規定する暴力団員をいう。）

（助成金額）

第 4 条 助成対象者に対して、第 2 条に定める受講料（必須のテキスト代及び実習費、消費税を含み 1,000 円未満を切捨てる。ただし、20,000 円を限度とする。）を助成する。

2 同時に複数の研修を受講した場合、その総額を助成対象とする。ただし、助成金額は前項に定める金額とする。

3 前項のうち、本要綱に規定する助成申請の要件を満たさないものが含まれている場合、それにかかる費用を除いた金額を助成する。また、同時受講等による割引があった場合、対象となる研修の受講料から割引額を受講料で按分したものを引いた額を助成する。

（助成の申請）

第 5 条 助成対象者が助成金の交付を受けようとする場合は、横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業受講料助成金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 研修実施事業者への受講料支払を証明する横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業受講料支払証明書（第 2 号様式）
- (2) 就業先の登録事業所が発行する横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業就業証明書（第 3 号様式）
- (3) 研修実施事業者が発行した受講修了証明書の写し
- (4) 住民票等、横浜市民であることを証明する書類の写し

（助成申請の期間）

第 6 条 助成対象者が助成金の交付を受けるための申請が可能な期間は、研修修了後 1 年以内とする。

2 研修修了は、受講修了証明書の日付により確認する。

3 災害等により第 3 条 2 号の要件を満たすことが困難であったと市長が認めた場合については、申請が可能な期間を延長することができる。

4 延長する期間は、当初申請期間の内、災害等により影響を受けたと認められる月に含まれる日数分とする。

（助成の決定）

第 7 条 市長は、第 5 条に規定する申請があったときは審査を行い、助成を行うと決定したときは、助成金額を決定し、横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業受講料助成金交付決定通知書（第 4 号様式）（以下「助成決定通知書」という。）により申請者に通知

し、助成を行わないと決定したときは横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業受講料助成金申請却下通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

（助成金の請求）

第8条 助成対象者は、決定された助成金等を記載した横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修事業受講料助成金交付請求書（第6号様式）を作成し、市長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第9条 市長は、前条に規定する請求があったときは、審査の上、助成金を交付するものとする。

（助成対象者からの情報提供など）

第10条 助成対象者は、横浜市からの技術向上支援情報等の提供を受けることを目的として、住所及び氏名等の連絡先を横浜市に情報提供するものとする。

（警察への照会）

第11条 市長は、申請者又は第9条の交付を受けた者が、第3条第6号に該当するか否かについて神奈川県警察本部長に対し確認を行う。

（決定の取消等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

(2) 第3条第6号に該当しないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は前項の規定により取り消しをしたときは、速やかに助成対象者に横浜市障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業受講料助成金交付決定取消通知書（第7号様式）により通知するとともに、既に交付した助成金の全部を返還させることができるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 本要綱の施行の日以前に、神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱に基づく視覚障害者ガイドヘルパー養成研修課程の受講を修了した者が、この要綱の改正前の横浜市障害者

ガイドヘルパー受講料助成金交付要綱第2条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする場合には、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、その手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本要綱の施行の日以前に、神奈川県居宅介護従業者等養成研修指定要綱に基づく同行援護従業者養成研修課程の応用課程を修了した者が、この要綱の改正前の横浜市障害者ガイドヘルパー受講料助成金交付要綱第2条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする場合には、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、その手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年3月31日までに研修を修了した者で、「横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則」に基づく移動支援の事業を行うために地域生活支援事業者の登録をしている登録事業所又は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定同行援護事業所において、就業日又は研修修了日のいずれか遅い日を起算日とし、3か月以上移動支援事業従業者又は同行援護従業者として就業した実績があり、修了した研修に対応する障害種別の利用者に対するサービスの提供実績が1回以上ある者は、その事業所の所在地が横浜市内に限らなくても助成対象者となることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第3項の申請期間の延長要件を満たしている者で、申請期間延長の措置を講じても本要綱施行日以前に申請期限が到来しているものについては、令和3年7月31日までに限り申請を認める。ただし、期間延長後の申請期限到来時点で第3条2号の要件を満たしていることを条件とする。